

資料編

1 関係要綱

周南市健康づくり推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 21世紀の本格的な少子・高齢化社会を健康で活力あるものとし、すべての市民が生涯を通じて健康で生き生きと生活できる周南市の実現を図るため、市民、行政、関係機関・団体等社会全体が一体となった健康づくりの推進を図ることを目的として、周南市健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市民の健康づくりに関連する総合的な行政施策の推進に関すること。
- (2) 健康づくり計画の策定及び評価に関すること。
- (3) その他市民の健康づくり対策の推進に関すること。

(組織及び構成)

第3条 この協議会は、委員20名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の役職員
- (3) 地域より選出する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 公募委員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年間とする。ただし、委員に交代があった場合は、前任の残任期間とする。

2 委員は、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長が不在あるいは事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(表決)

第7条 会議の議事は、出席委員の過半数で、これを決し、可否同数の場合には、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第8条 やむを得ない理由により会議に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の委員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

2 緊急を要する事項又は簡易な事項については、協議会の開催に代えて書面により委員に賛否を求め、その過半数をもって決することができる。

(関係機関への協力依頼)

第9条 会長は、第1条の目的を遂行するため、必要があると認めたときは関係機関に対して会議への出席、資料の提出、その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、周南市健康増進課で処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年1月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年3月14日から施行する。

のびのび はつらつ いきいき周南21推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 誰もが健やかで、心豊かに活力ある社会の実現のために、市民とそれを支える地域社会全体が主体的に健康を増進する対策を推進していき、「みんな笑顔で心も体もキラキラ人生」を実現する必要がある。そこで、市民、地域社会、関係団体、職域、学校、行政が一体となって、健康づくりの取り組みを推進する目的で、のびのび はつらつ いきいき周南21推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 健康づくり計画及び健康づくりに関連する行政施策の推進に関すること。
- (2) 健康づくりを推進するために必要な調整に関すること。
- (3) 健康づくりを円滑に実行するための方策に関すること。
- (4) 健康づくり計画の評価に関すること。
- (5) その他目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織及び構成)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は次に掲げる者等をもって構成する。

- (1) 健康づくり推進協議会に属する組織
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 学識経験を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、委員に交代があった場合の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任を妨げない。

(役員)

第5条 委員会に委員長、副委員長を置く。

2 委員長、副委員長は、委員の推薦によりこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に不在または事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が召集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

(表決)

第7条 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数の場合には、議長の決するところによる。

(関係機関への協力依頼)

第8条 委員長は、第1条の目的を遂行するため、必要があると認めたときは、関係機関への出席、

資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、周南市健康増進課で処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるものの他、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

2 委員名簿

健康づくり推進協議会名簿

平成 27 年度

(敬称略)

団 体 名	委 員 名
山口県周南健康福祉センター	藤井 正美
一般社団法人 徳山医師会	佐藤 信一
一般社団法人 徳山歯科医師会	佐波 義明
一般社団法人 徳山薬剤師会	西村 正広
山口県栄養士会 周南専門部会	福原 妙子
輝きクラブ周南	原田 邦昭
周南市スポーツ推進委員協議会	竹島 弘
周南市母子保健推進協議会	中村 美代子
周南市食生活改善推進協議会	佐々木 哲子
JA周南 女性部	井上 千代子
公募委員	青木 澄代
公募委員	川野 玲子
公募委員	松田 邦夫
公募委員	山崎 勝幸

(敬称略)

団 体 名	委 員 名
一般社団法人 徳山医師会	松 村 紀 文
一般社団法人 徳山歯科医師会	佐 波 義 明
一般社団法人 徳山薬剤師会	相 本 由 美
山口県栄養士会 周南専門部会	福 原 妙 子
輝きクラブ周南	滝 本 満
周南市スポーツ推進委員協議会	金 坂 信 子
周南市母子保健推進協議会	岸 本 洋 子
周南市食生活改善推進協議会	佐 々 木 哲 子
JA 周南女性部	尾 中 ひ と み
周南市PTA連合会	重 岡 直 子
山口県周南健康福祉センター	嬉 澄 枝
住民代表	青 木 澄 代
住民代表	川 野 玲 子
住民代表	松 田 邦 夫
住民代表	山 崎 勝 幸

周南市健康づくり計画

平成28年3月

発 行	山口県周南市
企画・編集	周南市 健康医療部 健康増進課
住 所	山口県周南市児玉町1-1
	TEL 0834-22-8553
	FAX 0834-22-8555